

長野県建築住宅センターから住宅性能評価業務の手数料改定のお知らせ

平素は、一般財団法人 長野県建築住宅センターをご利用いただき感謝申し上げます。

弊センターでは、令和3年4月1日から設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料について、別表3の1、別表4の1を下表のとおり改定します。

上段の赤字の部分が改定後の手数料額です。

改定の手数料は、令和3年4月1日申請受付分から適用しますので、ご理解をお願い申し上げます。

別表3（評価料金表）

1 住宅の品質確保に関する法律施行規則（平成12年建設省令20号。以下「省令」という。）
第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

（単位：円、消費税抜き）

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200㎡未満	40,000 27,000	85,000 61,000
	200㎡以上	50,000 34,000	100,000 76,000
共同住宅等	200㎡未満	80,000 44,000	120,000 73,000
	200㎡以上 500㎡未満	100,000 56,000	140,000 87,000
	500㎡以上 1,000㎡未満	180,000 67,000	240,000 105,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	200,000 76,000	270,000 118,000
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	230,000 89,000	310,000 138,000
	10,000㎡以上	250,000 100,000	340,000 153,000

別表4（評価変更料金）

1 省令第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

（単位：円、消費税抜き）

区分	床面積	評価料金の額	
		設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200 m ² 未満	20,000 13,000	43,000 30,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	25,000 17,000	50,000 38,000
共同住宅等	200 m ² 未満	40,000 22,000	60,000 36,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	50,000 28,000	70,000 43,000
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	90,000 33,000	120,000 52,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 38,000	135,000 59,000
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	115,000 44,000	155,000 69,000
	10,000 m ² 以上	125,000 50,000	170,000 76,000